

2024年 1月 吉日

ご契約者の皆様へ

損害保険ジャパン代理店  
株式会社 プロサポート

石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けられた皆さまへ（2024年1月）

拝啓 このたびの石川県能登地方を震源とする地震により影響を受けられました皆さまに、心からお見舞申し上げます。

- 家屋の損傷、ご不安については遠慮なく弊社にお問い合わせください。

【プロサポート 小松店】 TEL 0761-46-6020 FAX 0761-46-6110  
【プロサポート 加賀店】 TEL 0761-76-5247 FAX 0761-76-5248  
営業時間：9:00～18:00（定休日：土日祝）

- 当社オフィシャルホームページより、インターネット・LINE・電話等でご連絡いただくことも可能ですのでご活用ください。

【インターネット・LINEでのご連絡】

[https://www.sompo-japan.co.jp/announce/2023/202401\\_03/](https://www.sompo-japan.co.jp/announce/2023/202401_03/)



【電話でのご連絡】

- 建物の被害など（自動車保険以外）に関するご連絡方法  
0120-727-110（損保ジャパン/旧損保ジャパン日本興亜でご契約のお客さま）  
0120-250-119（旧日本興亜損保でご契約のお客さま）
- 自動車保険に関するご連絡方法  
0120-256-110

24時間365日受付 ※おかけ間違いにご注意ください。

- 片づけ・修理はしていただいて構いません。（ただし必ず避難を優先してください。）  
被害の状況は修理等の前に必ず写真撮影をし保存してください。

弊社におきましても、様々なご連絡をいただいております。  
地震保険は、全件**実態調査**が必要となります。現在実態調査要員の確保及び実態調査準備を至急進めておりますが、実態調査にお伺いする時期をお約束することが困難な状況です。  
今後、お客さまへ実態調査のアポイントのご連絡を順次差し上げる予定ですが、ご連絡までしばらくお待ちいただく可能性があることをご了承ください。

- 地震災害における各保険の支払い要件について。  
下記を参考になさってください。詳細はQRコードを読み込みご確認ください。

### 地震保険金のお支払いについて

地震保険は、損害認定を迅速・的確・公平に行うため、損害の程度(「全損」「大半損」「小半損」「一部損」)に応じて、地震保険金額の100%・60%・30%・5%を定額でお支払いします。

詳細はこちら >



	損害の程度		お支払いする保険金
	建物	家財	
<b>全損</b>	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の50%以上	家財の損害額が 家財全体の時価額の80%以上	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の70%以上		
<b>大半損</b>	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の40%以上50%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の60%以上80%未満	地震保険金額の 60% (時価額の60%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満		
<b>小半損</b>	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の20%以上40%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の30%以上60%未満	地震保険金額の 30% (時価額の30%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満		
<b>一部損</b>	軸組・基礎・屋根・外壁等の損害額が 建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害額が 家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)
	全損・大半損・小半損・一部損に至らない建物が 床上浸水 または地盤面から45cmを超える浸水		

※お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する12兆円の割合によって削減されることがあります。(2023年4月現在)

※72時間以内に生じた2以上の地震等はこれらを一括して1回とみなします。

#### ⚠ 損害認定に関する注意点

損害の程度の認定は「地震保険損害認定基準」に従います。(国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。)保険の対象が建物の場合、建物の主要構造部(軸組・基礎・屋根・外壁等)の損害の程度に応じて、「全損」「大半損」「小半損」「一部損」を認定します。門、塀、垣、エレベーター、給排水設備のみに損害があった場合など、主要構造部に該当しない部分のみの損害は保険金のお支払対象となりません。

#### ⚠ 損害の程度が「一部損」に至らない場合の注意点

損害の程度が、上記損害認定の基準の「一部損」に至らない場合は、保険金は支払われません。

#### ⚠ 損害の程度が「全損」と認定された場合の注意点

損害の程度が「全損」と認定された場合には、地震保険の補償はその損害が生じた時に遡って終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。

#### ⚠ 主契約火災保険に関する注意点

地震保険金が支払われる場合、主契約の火災保険では、損害保険金だけでなく、各種費用保険金(臨時費用保険金など)も支払われません。(地震火災費用保険金は、地震等による火災にかぎり、お支払いの対象となる場合があります。)

- 詐欺・虚偽な情報にお気をつけください。

被害につけ込んだ詐欺や不安を煽る虚偽情報も多く出てきます。

【特に、補助金・助成金・被害対応に関するお金】については、狙われやすい傾向にあります。

「初めての方」に「その場」に任せるのには注意が必要です。

できるだけ、信頼できる人、公共(市役所)などを頼ってください。

- 石川県のホームページもご活用ください。

[石川県ホームページ \(ishikawa.lg.jp\)](http://ishikawa.lg.jp)

各市町村の情報がわかりやすく掲載されています。